

雇児発0403第20号  
平成29年4月3日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公 印 省 略)

「放課後児童健全育成事業」の実施について」の一部改正について

標記については、「放課後児童健全育成事業」の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(別紙)

新	旧
<p>別紙</p> <p>放課後児童健全育成事業実施要綱</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 (1)放課後児童健全育成事業 【別添1】 (2)放課後子ども環境整備事業 【別添2】 (3)放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業) 【別添3】 (4)放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業) 【別添4】 (5)放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業) 【別添5】 (6)放課後児童支援員等処遇改善等事業 【別添6】 (7)障害児受入強化推進事業 【別添7】 (8)小規模放課後児童クラブ支援事業 【別添8】 (9)放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 【別添9】</p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添9の定めによること。</p>	<p>別紙</p> <p>放課後児童健全育成事業実施要綱</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 (1)放課後児童健全育成事業 【別添1】 (2)放課後子ども環境整備事業 【別添2】 (3)放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業) 【別添3】 (4)放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業) 【別添4】 (5)放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業) 【別添5】 (6)放課後児童支援員等処遇改善等事業 【別添6】 (7)障害児受入強化推進事業 【別添7】 (8)小規模放課後児童クラブ支援事業 【別添8】</p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添8の定めによること。</p>

新	旧
<p>別添 1 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。 なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 17 号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。</p> <p>3 対象児童 対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。） なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。</p> <p>4 規模 基準第 10 条第 2 項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、おおむね 40 人以下とする児童の数に関する基準</p>	<p>別添 1 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。 なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 17 号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。</p> <p>3 対象児童 対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。） なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。</p> <p>4 規模 基準第 10 条第 2 項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、おおむね 40 人以下とする児童の数に関する基準</p>

新	旧
<p>を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>5 職員体制  基準第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員の数、一の支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。  放課後児童支援員は、基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。  また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表 1 に定める「子育て支援員基本研修」及び別表 2 - 3 に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。</p> <p>6 開所日数  開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間 250 日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として 250 日開所する必要がない場合には、特例として 200 日以上の開所でも本事業の対象とする。</p> <p>7 開所時間  開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。  （1）小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う放課後児童健全育成事業  1 日につき 8 時間  （2）小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業  1 日につき 3 時間</p>	<p>を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>5 職員体制  基準第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員の数、一の支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。  放課後児童支援員は、基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。  また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表 1 に定める「子育て支援員基本研修」及び別表 2 - 3 に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。</p> <p>6 開所日数  開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間 250 日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として 250 日開所する必要がない場合には、特例として 200 日以上の開所でも本事業の対象とする。</p> <p>7 開所時間  開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。  （1）小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う放課後児童健全育成事業  1 日につき 8 時間  （2）小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業  1 日につき 3 時間</p>

新	旧
<p>8 施設・設備</p> <p>(1) 小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。</p> <p>(3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上でなければならない。</p> <p>なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、児童1人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上とする専用区画の面積に関する基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>(4) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p> <p>9 運営内容</p> <p>放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 34 号雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。</p> <p>放課後児童健全育成事業の役割 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 事業の対象となる子どもの発達 育成支援の内容 障害のある子どもへの対応 特に配慮を必要とする子どもへの対応 保護者との連携 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 利用の開始等に関わる留意事項 労働環境整備</p>	<p>8 施設・設備</p> <p>(1) 小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。</p> <p>(3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上でなければならない。</p> <p>なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、児童1人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上とする専用区画の面積に関する基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>(4) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p> <p>9 運営内容</p> <p>放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 34 号雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。</p> <p>放課後児童健全育成事業の役割 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 事業の対象となる子どもの発達 育成支援の内容 障害のある子どもへの対応 特に配慮を必要とする子どもへの対応 保護者との連携 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 利用の開始等に関わる留意事項 労働環境整備</p>

新	旧
<p>適切な会計管理及び情報公開            学校との連携            保育所、幼稚園等との連携            地域、関係機関との連携            衛生管理及び安全対策            放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理            要望及び苦情への対応            事業内容向上への取り組み</p> <p>10 留意事項            (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。            (2) 別添2～別添9に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。            (3) 「放課後児童健全育成事業等実施要綱」(平成26年4月1日付け雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業)については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにすること。            また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。            (4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。            (5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。</p> <p>11 費用            (1) 国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。            なお、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、            山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合</p>	<p>適切な会計管理及び情報公開            学校との連携            保育所、幼稚園等との連携            地域、関係機関との連携            衛生管理及び安全対策            放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理            要望及び苦情への対応            事業内容向上への取り組み</p> <p>10 留意事項            (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。            (2) 別添2～別添8に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。            (3) 「放課後児童健全育成事業等実施要綱」(平成26年4月1日付け雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業)については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにすること。            また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。            (4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。            (5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。</p> <p>11 費用            (1) 国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。            なお、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、            山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合</p>

新	旧
<p>上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合  のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。  (2)市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>	<p>上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合  のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。  (2)市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>

新	旧
<p>別添 2 放課後子ども環境整備事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業。 別添 1 に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加又は防災対策の実施に伴い、必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。 の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成 29 年 3 月 31 日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する場合に必要な小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所</p>	<p>別添 2 放課後子ども環境整備事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業。 別添 1 に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加に伴い、必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。 の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成 28 年 3 月 31 日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する場合に必要な小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所</p>



新	旧
<p>準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業（（１）に該当する場合を除く。） 別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等又は防災対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業（（１）に該当する場合を除く。）の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（１）に該当する場合を除く。） 別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（２）及びに該当する場合を除く。）</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。</p> <p>4 対象事業の制限</p> <p>(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 (2) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。 (3) 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な3の(1)及び3の(2)の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。ただし、別添１に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。 (4) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の(1)の事業については、事業を行う場所1か所につき、児童の数の増加による実施又は防災対策による実施それぞれ1回限りとする。こと。 (5) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の(2)の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とし、事業を行う場所1か</p>	<p>準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業（（１）に該当する場合を除く。） 別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業（（１）に該当する場合を除く。）の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（１）に該当する場合を除く。） 別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（２）及びに該当する場合を除く。）</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。</p> <p>4 対象事業の制限</p> <p>(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 (2) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。 (3) 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な3の(1)及び3の(2)の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。ただし、別添１に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。 (4) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の(1)及び3の(2)の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。こと。 この場合でも、設備の更新等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とする。</p>

新	旧
<p>所につき、設備の更新等又は防災対策による実施それぞれ1回限りとする。</p> <p>ただし、</p> <p>ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合</p> <p>イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(6)3の(1) 及び、3の(2) 及び、及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。</p> <p>(7)3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。</p> <p>(8)3の(1) 及び3の(2) 及び の事業については、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づく市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。</p> <p>(9)3の(1) 及び3の(2) のうち、開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))については、別添4の放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。</p> <p>5 費用 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>ただし、</p> <p>ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合</p> <p>イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(5)3の(1) 及び、3の(2) 及び、及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。</p> <p>(6)3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。</p> <p>(7)3の(1) 及び3の(2) 及び の事業については、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づく市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。</p> <p>(8)3の(1) 及び3の(2) のうち、開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))については、別添4の放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。</p> <p>5 費用 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

新	旧
<p>別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。 なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とするが、柔軟に対応すること。 （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 （1）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添</p>	<p>別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。 なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とするが、柔軟に対応すること。 （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 （1）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添</p>

新	旧
<p>9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>(2)障害児を3人以上受け入れている場合の障害児対応職員及び医療的ケア児を受け入れる場合の看護師等の人件費については、別添7に基づく障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。</p> <p>5 費用</p> <p>(1)国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2)市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	<p>7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>(2)障害児を5人以上受け入れている場合の障害児対応職員の人件費については、別添7に基づく障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。</p> <p>5 費用</p> <p>(1)国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2)市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添 4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</p> <p>1 趣旨 放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行うものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 (1) 賃借料補助 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成 27 年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業。 ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。 (2) 移転関連費用補助 学校敷地外の民家・アパート等を活用して別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を実施しており、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入れ児童数を増やす場合や、防災対策としてより耐震性の高い建物に移転する等の場合に、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。）を支弁する事業。 (3) 土地借料補助 学校敷地外の土地を活用して、別添 1 の放課後児童健全育成事業を新たに実施する際に必要な土地借料を支弁する事業。</p> <p>4 対象事業の制限 (1) 本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。 ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること イ 3 の(1) 賃借料補助については、平成 27 年度以降に新たに実施した、又は実施する放課後児童健全育成事業であること</p>	<p>別添 4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</p> <p>1 趣旨 放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行うものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 (1) 賃借料補助 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成 27 年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業。 ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。 (2) 移転関連費用補助 学校敷地外の民家・アパート等を活用して別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を実施しており、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入れ児童数を増やす場合に、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。）を支弁する事業。 (3) 土地借料補助 学校敷地外の土地を活用して、別添 1 の放課後児童健全育成事業を新たに実施する際に必要な土地借料を支弁する事業。</p> <p>4 対象事業の制限 (1) 本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。 ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること イ 3 の(1) 賃借料補助については、平成 27 年度以降に新たに実施した、又は実施する放課後児童健全育成事業であること</p>

新	旧
<p>ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載があること</p> <p>(2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。</p> <p>(3) 3の(1) 賃借料補助については、既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。</p> <p>(4) 3の(3) 土地借料補助については、放課後児童健全育成事業者が市町村、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた法人の場合は、本事業の対象とならない。また、事業実施の初年度に限り本事業の対象とする。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を増やすための土地の貸借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。</p> <p>5 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	<p>ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載があること</p> <p>(2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。</p> <p>(3) 3の(1) 賃借料補助については、既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。</p> <p>(4) 3の(3) 土地借料補助については、放課後児童健全育成事業者が市町村、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人の場合は、本事業の対象とならない。また、事業実施の初年度に限り本事業の対象とする。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を増やすための土地の貸借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。</p> <p>5 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）</p> <p>1 趣旨 授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。</p> <p>4 対象事業の制限 (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 (2) 送迎を行うためのバス等車輦に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。</p> <p>5 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	<p>別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）</p> <p>1 趣旨 授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。</p> <p>4 対象事業の制限 (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 (2) 送迎を行うためのバス等車輦に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。</p> <p>5 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 本事業は、以下の（1）及び（2）を対象とする。 なお、一の支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。 （1）別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する職員を配置する場合には、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 （2）別添1に基づく放課後児童健全育成事業において、（1）の育成支援に加えて4（3）の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する常勤職員を配置する場合には、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用及び常勤職員以外の当該業務に従事する職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 なお、本事業の対象となる常勤職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。</p> <p>4 実施方法 （1）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の</p>	<p>別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 本事業は、以下の（1）及び（2）を対象とする。 なお、一の支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。 （1）別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合には、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 （2）別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、（1）の育成支援に加えて4（3）の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置する場合には、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部を補助する事業。  なお、本事業の対象となる職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。</p> <p>4 実施方法 （1）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の</p>



新	旧
<p>3～10(1)の内容を満たすことを基本とする。  ただし、  開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。  開所する日数は、年間250日以上開所すること。  を要件とするとともに、平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金(退職手当を除く。)に対する改善を行っていることが必要である。  また、以下の(2)若しくは(3)の内容により運営すること。  (2)3の(1)の事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者においては、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる職員は、放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知)に規定する以下の育成支援のうちいずれかに従事すること。  子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。  子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。  市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。  子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。  児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、</p>	<p>3～10(1)の内容を満たすことを基本とする。  ただし、  開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。  開所する日数は、年間250日以上開所すること。  を要件とするとともに、平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金(退職手当を除く。)に対する改善を行っていることが必要である。  また、以下の(2)若しくは(3)の内容により運営すること。  (2)3の(1)の事業の対象となる事業に従事する職員は、放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知)に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。  子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。  子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。  市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。  子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。  児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、</p>

新	旧
<p>各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。</p> <p>(3) 3の(2)の事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者においては、3の(1)の～に加えて、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる常勤職員及び常勤職員以外の職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する3の(1)の～又は以下の育成支援のうちいずれかに従事すること。なお、については、必要に応じて行う場合に従事すること。</p> <p>子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。</p> <p>地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。</p> <p>事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。</p> <p>子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。</p> <p>子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等を関係機関と検討・協議して適切に対応すること。</p> <p>「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。</p> <p>5 対象事業の制限等</p> <p>(1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費(人件費や光熱水費等)については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。</p> <p>(2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。</p> <p>また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において</p>	<p>各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。</p> <p>(3) 3の(2)の事業の対象となる事業に従事する常勤職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。なお、については、必要に応じて行う場合に従事すること。</p> <p>子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。</p> <p>地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。</p> <p>事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。</p> <p>子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。</p> <p>子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等を関係機関と検討・協議して適切に対応すること。</p> <p>「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。</p> <p>5 対象事業の制限等</p> <p>(1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費(人件費や光熱水費等)については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。</p> <p>(2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。</p> <p>また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において</p>

新	旧
<p>決定するものとする。</p> <p>(3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。 ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。</p> <p>(4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。</p> <p>6 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	<p>決定するものとする。</p> <p>(3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。 ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。</p> <p>(4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。</p> <p>6 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添 7 障害児受入強化推進事業</p> <p>1 趣旨  児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、3 人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置するとともに、<u>医療的ケア児を受け入れる場合に看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）の配置等を行うことで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体  本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。  ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容  <u>(1) 3 人以上の障害児の受け入れを行う場合</u>  別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、<u>3 人以上の障害児（(2) による看護師等の配置を行っている場合は医療的ケア児を除く。）の受け入れを行う場合に、別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の ~ のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を 1 名以上配置する。</u>  なお、障害児の対象については、別添 3 と同様とする。  <u>市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置</u>  <u>放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出</u>  <u>放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めたと上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</u>  <u>(2) 医療的ケア児の受け入れを行う場合</u>  別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、<u>医療的ケア児の受け入れを行う場合に、以下の ~ のい</u></p>	<p>別添 7 障害児受入強化推進事業</p> <p>1 趣旨  児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、<u>5 人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</u></p> <p>2 実施主体  本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。  ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容  別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れを推進するため、<u>5 人以上の障害児の受け入れを行う場合に、別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の (1) ~ (3) のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を 1 名以上配置する。</u>  なお、障害児の対象については、別添 3 と同様とする。  <u>(1) 市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置</u>  <u>(2) 放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出</u>  <u>(3) 放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めたと上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</u></p>

新	旧
<p> <u>ずれかの方法により、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師等を配置する。</u>  <u>なお、医療的ケア児とは、児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項に規定する「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」をいう。</u>  <u>市町村が看護職員を直接雇用し、放課後児童健全育成事業所に派遣して配置</u>  <u>放課後児童健全育成事業を行う者が看護職員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出</u>  <u>放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した看護職員について、配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</u>  <u>医療機関等において雇い上げた看護師等を放課後児童健全育成事業所に派遣して配置し、当該費用を市町村が委託費等として支出</u>  <u>また、職員がたん吸引等を実施するための研修を受講するための代替職員の配置等、医療的ケア児の受入れに必要な経費も補助対象とする。</u> </p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の対象となっていること。ただし、3 の（2）の事業のみを行う場合を除く。</p> <p>(2) 本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>5 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	<p>4 留意事項</p> <p>(1) 別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の対象となっていること。</p> <p>(2) 本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>5 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p> <p>別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業</p>

新	旧
<p>別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。</p> <p>4 実施方法 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3～10(1)及び 11(1)の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は 19 人以下を要件とする。</p> <p>5 留意事項 (1) 本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の放課後児童健全育成事業所における 2 人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費（1 人目の人件費や光熱水費等）については、別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。 (2) 別添 2～別添 7 及び別添 9 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>6 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。</p> <p>4 実施方法 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3～10(1)及び 11(1)の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は 19 人以下を要件とする。</p> <p>5 留意事項 (1) 本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の放課後児童健全育成事業所における 2 人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費（1 人目の人件費や光熱水費等）については、別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。 (2) 別添 2～別添 7 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>6 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者が</p>

新	旧
<p>(2)市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>	<p>ら徴収することができるものとする。</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>別添 9 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>1 趣旨  <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に対して放課後児童支援員（平成 32 年 3 月 31 日までに都道府県知事が行う研修を修了することを予定している者を含む。以下同じ。）の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を促進し、もって児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体  <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。</u>  <u>ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</u></p> <p>3 事業内容  <u>別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合に、以下の ~ の段階に応じた賃金改善に必要な費用の一部を補助する。</u>  <u>放課後児童支援員</u>  <u>経験年数が概ね 5 年以上の放課後児童支援員で、以下の研修を受講した者</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県又は市町村が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「放課後児童支援員等資質向上事業」に基づく研修又は同程度の研修で、市町村が適当と認める研修</li> </ul> <u>経験年数が概ね 10 年以上の放課後児童支援員で、上記 の研修を受講した事業所長的立場にある者</u></p> <p>4 実施方法  <u>（1）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3～10（1）の内容を満たすこと。</u>  <u>（2）平成 28 年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する放課後児</u></p>	



新	旧
<p>童支援員の賃金に対する改善が行われていること。</p> <p>(3) 3の ~ の要件に該当する放課後児童支援員の賃金改善の全部又は一部が、基本給(月給等や決まって毎月支払われる手当)により行われていること。</p> <p>(4) 放課後児童健全育成事業を行う者は、経験年数等に応じた定期昇級等の仕組みの導入に努めること。</p> <p>(5) 現在勤務している放課後健全育成事業所の勤続年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。  <u>子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数</u>  <u>学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数</u>  <u>社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数</u>  <u>児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数</u>  <u>認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設)における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数</u>  <u>医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数(保健師、看護師又は准看護師に限る。)</u>  <u>放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所における勤続年数</u></p> <p>(6) 経験年数の期間に係る要件は、各放課後児童健全育成事業所の職員構成・状況を踏まえ、市町村の判断で柔軟な対応が可能であること。</p> <p>(7) 経験年数の期間は、当該年度の4月1日現在において算定することを基本とする。</p> <p>5 対象事業の制限等</p> <p>(1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、通常の運営に係る経費(人件費や光熱水費等)については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。</p> <p>(2) 本事業により賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。  ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。</p>	

新	旧
<p>なお、これらの賃金の額の変動等を確認できる書類を整理しておくこと。</p> <p>(3)放課後児童支援員1人あたりの補助対象経費は、別に定める放課後児童支援員1人あたりの国庫補助基準額の範囲内とすること。</p> <p>また、本事業の対象は、原則、放課後児童支援員とするが、放課後児童支援員以外の職員についても経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合には、別に定める放課後児童支援員1人あたりの国庫補助基準額に対象人数を乗じて算出した合計額の範囲内で対象とすることができること。</p> <p>(4)本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。</p> <p>(5)別添6の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>(6)事業所長の立場にある者は一の支援の単位につき、原則1名までとする。</p> <p>6 費用</p> <p>(1)国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2)市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	

〔改正後全文〕

雇児発0521第8号  
平成27年5月21日  
第一次改正 雇児発0331第10号  
平成28年3月31日  
第二次改正 雇児発0403第20号  
平成29年4月3日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公 印 省 略)

「放課後児童健全育成事業」の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「放課後児童健全育成事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

## 別 紙

### 放課後児童健全育成事業実施要綱

#### 1 目的

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。

#### 2 事業の種類

- ( 1 ) 放課後児童健全育成事業 【別添 1】
- ( 2 ) 放課後子ども環境整備事業 【別添 2】
- ( 3 ) 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業） 【別添 3】
- ( 4 ) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）  
【別添 4】
- ( 5 ) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）  
【別添 5】
- ( 6 ) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 【別添 6】
- ( 7 ) 障害児受入強化推進事業 【別添 7】
- ( 8 ) 小規模放課後児童クラブ支援事業 【別添 8】
- ( 9 ) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 【別添 9】

#### 3 事業の実施方法

各事業の実施及び運営は、別添 1 ～ 別添 9 の定めによること。

## 別添 1 放課後児童健全育成事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 17 号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。

### 3 対象児童

対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。）

なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。

### 4 規模

基準第 10 条第 2 項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。

なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、おおむね 40 人以下とする児童の数に関する基準を満たして

いない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。

## 5 職員体制

基準第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

放課後児童支援員は、基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 9 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。

また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表 1 に定める「子育て支援員基本研修」及び別表 2 - 3 に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。

## 6 開所日数

開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間 250 日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として 250 日開所する必要がない場合には、特例として 200 日以上の開所でも本事業の対象とする。

## 7 開所時間

開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。

(1) 小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う放課後児童健全育成事業

1 日につき 8 時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業

1 日につき 3 時間

## 8 施設・設備

- (1) 小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等(活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等)を備えなければならない。
- (3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。  
なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする専用区画の面積に関する基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。
- (4) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等(以下「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。
- (5) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

## 9 運営内容

放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日付け雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知)に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。

放課後児童健全育成事業の役割

放課後児童クラブにおける育成支援の基本

事業の対象となる子どもの発達

育成支援の内容

障害のある子どもへの対応

特に配慮を必要とする子どもへの対応

保護者との連携

育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務  
利用の開始等に関わる留意事項  
労働環境整備  
適切な会計管理及び情報公開  
学校との連携  
保育所、幼稚園等との連携  
地域、関係機関との連携  
衛生管理及び安全対策  
放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理  
要望及び苦情への対応  
事業内容向上への取り組み

## 10 留意事項

- (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。
- (2) 別添2～別添9に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。
- (3) 「放課後児童健全育成事業等実施要綱」(平成26年4月1日付け雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業)については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにすること。  
また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。
- (5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。

## 11 費用



( 1 ) 国は、 2 ~ 10 の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業  
に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、一の支援の単位を構成する児童の数が 10 人未満の支援の単位につ  
いては、

山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合

上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生  
労働大臣が認める場合

のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。

( 2 ) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴  
収することができるものとする。

## 別添 2 放課後子ども環境整備事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 対象事業

#### （1）放課後児童クラブ設置促進事業

別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業。

別添 1 に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加又は防災対策の実施に伴い、必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成 29 年 3 月 31 日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する場合に必要な小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

#### （2）放課後児童クラブ環境改善事業

別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な

な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業（（１）に該当する場合を除く。）

別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等又は防災対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業（（１）に該当する場合を除く。）

の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（１）に該当する場合を除く。）

別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（２）及びに該当する場合を除く。）

#### （３）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

#### （４）倉庫設備整備事業

別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。

### 4 対象事業の制限

（１）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

（２）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。

（３）放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な３の（１）及び３の（２）の事業については、事業を行う場所１か所につき１回限りとすること。ただし、別添１に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。

（４）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の３の（１）の事業については、事業を行う場所１か所につき、児童の数の増加による実施又は防災対策による実施それぞれ１回限りとすること。

（５）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の３の（２）の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経

過していることを条件とし、事業を行う場所1か所につき、設備の更新等又は防災対策による実施それぞれ1回限りとする。

ただし、

ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合

イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合

については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。

(6) 3の(1) 及び、3の(2) 及び、及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。

(7) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。

なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。

(8) 3の(1) 及び3の(2) 及び の事業については、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づく市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。

(9) 3の(1) 及び3の(2) のうち、開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))については、別添4の放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。

## 5 費用

国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

### 別添 3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）

#### 1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

#### 3 事業内容

別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。

なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とするが、柔軟に対応すること。

- （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置
- （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出
- （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）

#### 4 留意事項

- （1）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 9「放課後児童支

援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

- ( 2 ) 障害児を 3 人以上受け入れている場合の障害児対応職員及び医療的ケア児を受け入れる場合の看護師等の人件費については、別添 7 に基づく障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。

## 5 費用

- ( 1 ) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- ( 2 ) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添 4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）

### 1 趣旨

放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行うものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 対象事業

#### （1）賃借料補助

別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成 27 年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業。

ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。

#### （2）移転関連費用補助

学校敷地外の民家・アパート等を活用して別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を実施しており、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入れ児童数を増やす場合や、防災対策としてより耐震性の高い建物に移転する等の場合に、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。）を支弁する事業。

#### （3）土地借料補助

学校敷地外の土地を活用して、別添 1 の放課後児童健全育成事業を新たに実施する際に必要な土地借料を支弁する事業。

### 4 対象事業の制限

#### （1）本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること

イ 3の（1）賃借料補助については、平成 27 年度以降に新たに実施した、

又は実施する放課後児童健全育成事業であること

ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載があること

- (2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- (3) 3の(1) 賃借料補助については、既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。
- (4) 3の(3) 土地借料補助については、放課後児童健全育成事業者が市町村、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた法人の場合は、本事業の対象とならない。また、事業実施の初年度に限り本事業の対象とする。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を増やすための土地の賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。

## 5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。



## 別添 5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）

### 1 趣旨

授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業内容

別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。

### 4 対象事業の制限

- （1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- （2）送迎を行うためのバス等車輛に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。

### 5 費用

- （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- （2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添 6 放課後児童支援員等処遇改善等事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18 時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業の内容

本事業は、以下の（ 1 ）及び（ 2 ）を対象とする。

なお、一の支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。

（ 1 ）別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。

（ 2 ）別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業において、（ 1 ）の育成支援に加えて 4（ 3 ）の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用及び常勤職員以外の当該業務に従事する職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。

なお、本事業の対象となる常勤職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。

### 4 実施方法

- ( 1 ) 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3 ~ 10 ( 1 ) の内容を満たすことを基本とする。

ただし、

開所する時間は、平日につき、18 時 30 分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1 日 8 時間以上開所する又は開所していること。

開所する日数は、年間 250 日以上開所すること。

を要件とするとともに、平成 25 年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金（退職手当を除く。）に対する改善を行っていることが必要である。

また、以下の ( 2 ) 若しくは ( 3 ) の内容により運営すること。

- ( 2 ) 3 の ( 1 ) の事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者においては、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる職員は、放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号雇用均等・児童家庭局長通知)に規定する以下の育成支援のうちいずれかに従事すること。

子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。

子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。

市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年 2 回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。

子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。

と。

児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。

- (3) 3の(2)の事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者においては、3の(1)の～に加えて、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる常勤職員及び非常勤職員以外の職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する3の(1)の～又は以下の育成支援のうちいずれかに従事すること。なお、～については、必要に応じて行う場合に従事すること。

子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。

地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。

事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。

子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。

子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等を関係機関と検討・協議して適切に対応すること。

「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。

## 5 対象事業の制限等

- (1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費（人件費や光熱

水費等)については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。

- (2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。

また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において決定するものとする。

- (3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。

ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。

- (4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。

## 6 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添 7 障害児受入強化推進事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、3 人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置するとともに、医療的ケア児を受け入れる場合に看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）の配置等を行うことで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業内容

#### （1）3 人以上の障害児の受け入れを行う場合

別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れを推進するため、3 人以上の障害児（（2）による看護師等の配置を行っている場合は医療的ケア児を除く。）の受け入れを行う場合に、別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の ~ のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を 1 名以上配置する。

なお、障害児の対象については、別添 3 と同様とする。

市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置

放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出

放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）

#### （2）医療的ケア児の受け入れを行う場合

別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、医療的ケア児の受入れを行う場合に、以下の ~ のいずれかの方法により、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師等を配置する。

なお、医療的ケア児とは、児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項に規定する「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」をいう。

市町村が看護職員を直接雇用し、放課後児童健全育成事業所に派遣して配置

放課後児童健全育成事業を行う者が看護職員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出

放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した看護職員について、配置し、当該費用を市町村が助成（補助）

医療機関等において雇い上げた看護師等を放課後児童健全育成事業所に派遣して配置し、当該費用を市町村が委託費等として支出

また、職員がたん吸引等を実施するための研修を受講するための代替職員の配置等、医療的ケア児の受入れに必要な経費も補助対象とする。

#### 4 留意事項

- (1) 別添 3 に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の対象となっていること。ただし、3 の (2) の事業のみを行う場合を除く。
- (2) 本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別添 9 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

#### 5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業内容

別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。

### 4 実施方法

本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3～10（1）及び 11（1）の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は 19 人以下を要件とする。

### 5 留意事項

（1）本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の放課後児童健全育成事業所における 2 人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費（1 人目の人件費や光熱水費等）については、別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。

（2）別添 2～別添 7 及び別添 9 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

### 6 費用



- ( 1 ) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- ( 2 ) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

## 別添 9 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に対して放課後児童支援員（平成 32 年 3 月 31 日までに都道府県知事が行う研修を修了することを予定している者を含む。以下同じ。）の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を促進し、もって児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業内容

別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合に、以下の ~ の段階に応じた賃金改善に必要な費用の一部を補助する。

#### 放課後児童支援員

経験年数が概ね 5 年以上の放課後児童支援員で、以下の研修を受講した者  
・都道府県又は市町村が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「放課後児童支援員等資質向上事業」に基づく研修又は同程度の研修で、市町村が適切と認める研修

経験年数が概ね 10 年以上の放課後児童支援員で、上記 の研修を受講した事業所長的立場にある者

### 4 実施方法

(1) 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3 ~ 10 (1) の内容を満たすこと。

- (2) 平成 28 年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する放課後児童支援員の賃金に対する改善が行われていること。
- (3) 3 の ~ の要件に該当する放課後児童支援員の賃金改善の全部又は一部が、基本給（月給等や決まって毎月支払われる手当）により行われていること。
- (4) 放課後児童健全育成事業を行う者は、経験年数等に応じた定期昇級等の仕組みの導入に努めること。
- (5) 現在勤務している放課後健全育成事業所の勤続年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。
  - 子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に定める教育・保育施設及び同条第 5 項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数
  - 学校教育法第 1 条に定める学校及び同法第 124 条に定める専修学校における勤続年数
  - 社会福祉法第 2 条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数
  - 児童福祉法第 12 条の 4 に定める施設における勤続年数
  - 認可外保育施設（児童福祉法第 59 条第 1 項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数
  - 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数（保健師、看護師又は准看護師に限る。）
  - 放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所における勤続年数
- (6) 経験年数の期間に係る要件は、各放課後児童健全育成事業所の職員構成・状況を踏まえ、市町村の判断で柔軟な対応が可能であること。
- (7) 経験年数の期間は、当該年度の 4 月 1 日現在において算定することを基本とする。

## 5 対象事業の制限等

- (1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。

( 2 ) 本事業により賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。

ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。

なお、これらの賃金の額の変動等を確認できる書類を整理しておくこと。

( 3 ) 放課後児童支援員 1 人あたりの補助対象経費は、別に定める放課後児童支援員 1 人あたりの国庫補助基準額の範囲内とすること。

また、本事業の対象は、原則、放課後児童支援員とするが、放課後児童支援員以外の職員についても経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合には、別に定める放課後児童支援員 1 人あたりの国庫補助基準額に対象人数を乗じて算出した合計額の範囲内で対象とすることができること。

( 4 ) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。

( 5 ) 別添 6 の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

( 6 ) 事業所長的立場にある者は一の支援の単位につき、原則 1 名までとする。

## 6 費用

( 1 ) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

( 2 ) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。